

平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	6. 化学物質対策の推進	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 森本英香		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策			
その他関連する個別計画					

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の方針	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	6,484,716	5,013,707	4,518,699	
	一般会計	6,484,716	5,013,707	4,518,699	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質による人の健康及び生態系への環境リスクの体系的評価とその基礎データの収集。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規化学物質の審査並びに官民の連携による既存化学物質等の安全性情報の収集及び発信。 PRTR データの集計・公表及び活用。 <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供。 <p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質についての各条約に関連する国内施策の推進、国際機関との連携及び諸外国との国際協力。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 48 年「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の結果に基づいた環境調査など、各事案に応じた施策の実施。 茨城県神栖市における汚染メカニズムの解明。茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対する健康診査の実施、および医療費等の支給と治療の促進。 				

施策の方針に対する総合的な評価

【環境リスクの評価】	<p>一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、化管法の見直しの基礎資料など、種々の化学物質施策の策定に活用した。</p> <p>平成 18 年度までに 280 物質について基礎情報を収集し、環境リスク初期評価のための作業を推進するなど、18 年度については「環境リスクを体系的に評価する」という目標の達成に向けて進展があった。</p>
【環境リスクの管理】	<p>平成 16 年 4 月に施行された改正化審法に基づき、生態系保全を視野に入れた対策を着実に進めた。また、Japan チャレンジプログラムに基づく事業者による既存化学物質の安全性情報収集を促進するための情報提供・協力依頼を行ったが、平成 18 年度末までのスポンサー登録数は 77 物質であり、目標値の達成には一層の努力が必要である。</p> <p>化管法については、平成 19 年 2 月に PRTR データの第 5 回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。また、同法附則に基づく法の見直しの検討を化管法に関する懇談会及び中央環境審議会化学物質環境対策小委員会において進め、目標の達成に向け進展があった。</p>

【リスクコミュニケーションの推進】

化学物質ファクトシートやかんたん化学物質ガイドの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザー派遣や E-ラーニングの整備による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等の場の提供等着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から高い評価を得ている。加えて、化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、新たな参加者を開拓し、目標達成に向け進展があった。

【国際協調による取組】

UNEP、SAICM 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。また、POPs モニタリングの推進及び東アジア POPs モニタリングワークショップの開催、日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換の実施等の成果があった。これらの成果を総合すると、目標達成に向け進展があったと評価できる。

【国内における毒ガス弾等対策】

茨城県神栖市の事案については、汚染メカニズム解明調査を継続して行うとともに、汚染源掘削調査により発生した汚染土壌等について廃棄物焼却施設における処理を開始するなど、目標達成に向けた進展があった。

神奈川県平塚市の事案については、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊を発見したことにより、毒ガス弾等による被災の未然防止のための調査に進展があった。

神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象とした、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。特にジフェニルアルシン酸の毒性については毒性試験報告書を取りまとめ、公表した。

毒ガスによる被災未然防止のためのパンフレットを作成、配布した。

今後の主な課題



【環境リスクの評価】

化学物質環境実態調査における更なる調査要望への対応、ナノテクノロジー製品の生態系への影響調査が必要。環境リスク初期評価については、引き続きリスク評価手法の改善が課題。生体中及び製品中の化学物質含有状況モニタリングを検討。

【環境リスクの管理】

既存化学物質の有害性情報を充実させることが課題。

国際潮流を踏まえた化審法・化管法の改正に向けた対応が必要。併せて、これらと化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協力を推進していくことが課題。

Japan チャレンジプログラムのスポンサー登録数を増やすことが課題。

【リスクコミュニケーションの推進】

化学物質と環境円卓会議については、より幅広い利害関係者の参画を促す観点からの参加者の拡大が課題。

【国際協調による取組】

SAICM に係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導、地球規模の有害金属汚染問題への対応が課題。

関係各主体と連携し、諸外国との制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。

【国内における毒ガス弾等対策】

神栖市における緊急措置事業について、事業開始から 5 年間を目途に実施する必要。

神栖市の事案の汚染メカニズムの全容解明、神栖市・平塚市の事案の汚染土壌の処理。

平成 15 年調査による A 分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、未実施地域における環境調査の実施。

B、C 分類の浜松市の事案の埋設不審物の確認。

今後の主な取組



【環境リスクの評価】

一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化していく。ナノテクノロジー製品の生態系への影響を調査する。

環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。

平成 19 年度中に生体モニタリングの実施可能性について検討する。

製品に含まれる有害化学物質のモニタリングを実施するとともに、化審法に基づく立入検査等の充実・強化を図るため、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。

【環境リスクの管理】

平成20年4月以降に行われるJapanチャレンジプログラムの中間評価に向けた作業を進めるとともに、事業者に対しプログラムへの参加・協力を求める。
 欧州 REACH 等諸外国の対応についての情報収集・発信を進め、国際的動向を踏まえた制度見直しに資する。
 PRTR 制度の定着とそのデータの有効活用の推進。

【リスクコミュニケーションの推進】

引き続き化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

【国際協調による取組】

SAICM について国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。
 中国・韓国等諸外国との政策対話を進める。
 我が国の有害金属対策策定に向けた取組を強化するとともに、地球規模での有害金属対策の立案に貢献する。また、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。

【国内における毒ガス弾等対策】

神栖市における緊急措置事業を引き続き着実に実施するほか、汚染メカニズムの全容解明に努めるとともに、汚染土壌等の処理等を実施。
 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
 浜松市の事案について、掘削を伴う不審物確認調査を実施。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策を構成する目標・指標及び評価

		環境リスクの評価					
目標6-1	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価するとともに、そのための基礎データを収集する。						
環境白書での位置づけ	5章1節 科学的知見の充実及び環境リスクの評価の推進						
関係課・室	環境安全課 環境リスク評価室						
指標の名称及び単位	化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数(()は行政需要としての調査目標値)[物質] PRTR 対象物質等に対する基礎情報収集対象物質数[物質]						
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値
指標	115 (233)	169 (345)	153 (301)	345 (345)	379	H18 年度 (毎年度更新)	379
	121	174	205	247	280		
目標を設定した根拠等	基準年	、 H16 年度		基準年の値	153	205	
	根拠等	化学物質環境実態調査推進検討会(平成17年4月22日) 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第12回)資料(平成19年3月23日) PRTR 対象物質を中心に関連する基礎情報を年50物質程度整備					
評価・分析	<p>【必要性】</p> <p>一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内化学物質関連施策担当部署においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。平成18年度は、目標値379物質を達成した。環境リスク初期評価(多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価)は、その結果が環境省内関係部署における規制導入などの行政施策に活用されることから、今後もリスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施する必要がある。</p>						

	<p>PRTR(化学物質排出移動量届出)データを基に環境中濃度、媒体別分配割合等の予測を行うためのツールであるPRTRデータ活用環境リスク評価支援システムを通じて、PRTRデータを環境リスク初期評価に活用していく必要があり、18年度は、目標値295物質に対し、280物質について情報を収集し、目標をおおむね達成した。</p> <p>環境リスク初期評価の結果を、国民に対してわかりやすい形で提示する必要がある。</p> <p>生態系の保全の観点からは、生態リスク評価の対象生物を拡大するとともに、金属微粒子等のナノテクノロジー製品等による環境中の生態リスクを把握する手法を検討する必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部署において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)見直しの基礎資料など、種々の施策の策定に活用されている。</p> <p>環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用されている。</p> <p>【効率性】</p> <p>環境省内化学物質関連施策担当部署から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、化学物質環境実態調査推進検討会において、専門的な観点から検討を行った上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。</p> <p>環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、既存のデータを中心に活用して効率的に実施している。</p>
--	---



<今後の展開>	
<p>化学物質の環境中での残留実態を把握し、環境汚染の早期発見及び対策の立案・評価等に活用することを目的として、調査要望のあった物質について、一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化していく。</p> <p>環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、ばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。</p> <p>国際的な連携の下、その安全性が十分に評価されていないナノテクノロジー製品の生態系への影響を調査する。</p>	

目標6-2	環境リスクの管理						
	<p>化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。</p>						
環境白書での位置づけ	5章2節 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進						
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室、環境リスク評価室						
指標の名称及び単位	<p>既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質]</p> <p>PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[ト]</p> <p>(間接)Japanチャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数[物質]</p> <p>(間接)個別事業所におけるPRTRデータの開示件数[件]</p> <p>(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量[Pg-TEQ/kg/日]</p> <p>(参考)PRTRデータ市民ガイドブックの作成及び普及[回]</p> <p>(参考)PRTRデータの集計等及び公表[回]</p>						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標	-	-	38	63	85	H20年度	130
	45,392	43,767	39,561	39,456	-	-	-
	-	-	-	75	77	H20年度	約160
	271	585	427	307	243	-	-
	1.52	1.35	1.43	-	-	-	4
	-	第2回	第3回	第4回	第5回	各年度	毎年度1回
-	第2回	第3回	第4回	第5回			

	基準年	H16年度 H17年度 、 H14年度	基準年の値	38 75
目標を設定した根拠等	根拠等	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第156回国会) 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム)、PRTRデータの届出・集計・公表は毎年度1回行われる法律事項。また、市民ガイドブックはこれに基づき作成することから、毎年1回作成・公表することとなる。		
評価・分析	<p>【必要性】 化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づきPRTR制度の円滑な運用並びにPRTRデータの精度向上及び活用が必要である。 ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。</p> <p>【有効性】 平成16年4月に施行された改正化審法に基づく各種施策の実施により、化学物質の動植物へのリスクの低減が期待されるとともに、環境中への放出可能性を考慮した一層効果的かつ効率的な措置等が講じられている。既存化学物質等の生態毒性試験については、実施物質数が3年間の累計で85物質となり、目標値(平成20年度までの5年間で130物質)の達成に向けて着実に安全性の点検を進めている。また、17年6月に開始した「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)」に基づきスポンサー登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進展しているが、平成18年度末までのスポンサー登録数は目標値の約半数(77物質)にとどまっており、スポンサー登録数を増やすために、事業者に対しプログラムへの参加・協力を求める等、一層の努力が必要である。 平成19年2月にPRTRデータの第5回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。 ダイオキシン類の一日摂取量は耐用一日摂取量と比較しても低く推移している。総じて、ダイオキシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。</p> <p>【効率性】 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)に基づく施策のうち、新規化学物質については、受益者たる製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省(経済産業省・厚生労働省・環境省)で分担して安全性点検を行い、効率化を図ってきたところであるが、さらに、平成17年6月からはJapan チャレンジプログラムによる産業界との連携も図られている。 PRTR制度に基づく取組については、約4万1千事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。 ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。</p>			

<今後の展開>

Japan チャレンジプログラムについては、平成20年4月以降に中間評価を行う予定。また、化審法については、15年の改正化審法附則により、施行後5年を経過した場合(21年4月)において、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。このため、Japan チャレンジプログラムの中間評価結果や国際的な動向を踏まえた総合的な見直しの検討を、中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会(以下「小委員会」という。)において進める。PRTR制度については、化学物質排出把握管理促進法附則により、施行後7年を経過した場合(平成19年3月)において施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、総合的な見直しの検討を小委員会において進め、19年度中に制度見直しについて中間取りまとめを行う予定である。またPRTRデータの有効活用を図るため、データを地図上に表示するなどの活用策を検討する。
ダイオキシン類の一日摂取量を引き続き算出し、今後とも耐用一日摂取量を超えないことを確認する。

目標 6-3	リスクコミュニケーションの推進							
	リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。							
環境白書での位置づけ	5章2節 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進							
関係課・室	環境安全課							
指標の名称及び単位	(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)[物質] (間接)化学物質と環境円卓会議開催回数[回]							
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値	
指標	-	約50	約50()	約50()	約50()	H21年度	354	
	4	3	4	4	3	-	定期的開催	
目標を設定した根拠等	基準年	-			基準年の値	-		
	根拠等	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律()既作成済約50の情報更新						
評価・分析	【必要性】 現代社会においては、化学物質による環境汚染問題に対する国民の関心や不安が生じており、また、行政、事業者及び国民の環境リスクに対する理解の相違等に起因する問題もしばしば生じていることから、化学物質に対する不安の解消、社会全体による環境リスク削減の取組を進めるため、 ・分かりやすい資料の作成・提供等の「情報」の整備 ・「対話の推進」に資する人材育成等 ・市民、行政、産業等が情報の共有と相互理解を深める「場の提供」 を通じて、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。							
	【有効性】 ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、PRTR 排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・一般市民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。 円卓会議については、平成18年度は化学物質に係る環境教育に関する議題を2回、ライフサイクルアセスメントとリスクコミュニケーションに関する議題を1回とりあげ、毎回100名程度の参加者(傍聴者)がおり、アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。また、平成17年度からは地方開催を行い(18年度は1回)、より多くの国民への参加の機会の提供を進めている。このほか、市民が身近なところから排出される化学物質や化学物質の環境リスクについて考えるきっかけを提供するための小冊子「かんたん化学物質ガイド」の発行や Web 上で化学物質の環境リスク等について親しみを持って学習できる「かんたん化学物質ガイド」E-ラーニング版の公表、化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う化学物質アドバイザーの講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施し、「かんたん化学物質ガイド」については増刷を要する等利用者から高い評価を得ている。 ファクトシートや「かんたん化学物質ガイド」といった成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。							
	【効率性】 化学物質の内分泌かく乱に関する国際シンポジウム等の開催、PRTR や化学物質環境実態調査等に係るHP や一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。							



<今後の展開>

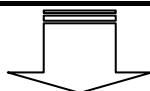
ファクトシートおよび「かんたん化学物質ガイド」、「かんたん化学物質ガイド」E-ラーニング版の作成、化学物質アドバイザーの派遣については、幅広い利用者から高い評価を受けており、引き続き着実に整備・実施を行う。
PRTR の積極的な実施・公表など、前向きな取組を行っている企業を積極的に表彰したり、ウェブサイトで紹介する。
E-ラーニングシステムを活用した化学物質学習ネットワークの構築や、化学物質ファミリー特派員事業を実施することにより、国民一般へのより一層の理解を促進する。
円卓会議についてはより多くの国民に参加の機会を提供することが課題であり、今後も地方開催を継続的に行っていく。上記の他、成果物の普及に係る広報等により、広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

目標 6-4	国際協調による取組 化学物質関係の各条約(POPs 条約、PIC 条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。
環境白書での位置づけ	5章3節 国際動向を踏まえた取組
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室
評価・分析	<p>【必要性】 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)、OECD 関係会合とも、化学物質管理に関する国際的に重要な取組であり、我が国として、国際的な議論に参画・貢献するとともに、適切な国内対応施策を講じる必要性は高い。 平成 18 年 12 月に開催された第 8 回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることが合意されたところであり、これを着実に進めつつ、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。</p> <p>【有効性】 化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。 POPs 条約については、従来からの国内の POPs モニタリングを継続するとともに、平成 16 年度からは東アジア地域におけるモニタリングを開始、また、18 年度においても、17 年度に続いて、東アジア地域における POPs モニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催した。条約の対象物質の追加に関する国際的な議論に対しても、積極的な貢献を行っている。 PIC 条約については、締結(平成 16 年 6 月)後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。 SAICM については、地域会合等に出席し、SAICM の実施に係る議論に積極的に貢献した。国内においても、国内フォーラムを開催し、アジア太平洋地域会合に向けて関係者との意見交換等を行った。 OECD については、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。 有害金属対策については、国連環境計画での議論等に積極的に参加したほか、我が国の有害金属対策策定のため、基礎的な調査を開始するとともにその検討を開始した。 日中韓三カ国の情報交換については、作業レベル会合において具体的な作業を進めることが合意されており、三カ国間の審査規制制度の情報共有が進んでいる。</p> <p>【効率性】 POPs 条約・PIC 条約・GHS・OECD・日中韓情報交換等について、関係各省と調整しつつ、作業を分担して効率的に対応した。</p>



<p><今後の展開> 策定が必要な SAICM 国内実施計画について、その策定を行う。また、アジア太平洋地域会合の開催等に積極的に貢献し、アジア太平洋地域における SAICM 実施についてリーダーシップを発揮する。 我が国からの POPs 条約対象物質追加の提案等、POPs 条約の対象物質追加への積極的対応を行う。 GHS の導入目標年(平成 20 年)に向けた制度の普及のため、化学品に関する表示や情報伝達のしくみの整備など、条約等に関連する国内の取組を強化する。 PIC 条約、OECD 等についても、引き続き必要な対応を行う。 有害金属について、我が国の有害金属対策策定のために必要な取組を強化するとともに、国際的な有害金属対策の検討作業への貢献など、地球規模での対策の立案に貢献する。 国際的な連携の下、その安全性が十分に評価されていないナノテクノロジー製品の生態系への影響を調査する。 中国及び韓国との情報交換については、産業界や学識者からも参加を募り、政策対話を実施する。</p>

目標 6-5	国内における毒ガス弾等対策 平成 15 年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。
環境白書での位置づけ	5 章 4 節 国内における毒ガス弾等に対する取組
関係課・室	環境リスク評価室
評価・分析	<p>【必要性】</p> <p>平成 14 年 9 月に神奈川県寒川町でマスタード等の入った瓶が発見された他、平成 15 年 4 月には同県平塚市において青酸等の入った瓶が発見され、被害者も発生したことから、国内における旧軍毒ガス弾の状況を把握するとともに、被災の未然防止の対策を講ずる必要がある。</p> <p>茨城県神栖市の事案については、平成 15 年 3 月に飲用井戸水から高濃度のヒ素が検出されたことから、神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置を行うとともに、引き続き汚染メカニズムの解明を行う必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>平成 15 年に実施したフォローアップ調査で、情報の確実性、地域の特定性という点から、事案を A～D の 4 つに分類し、各事案について被災未然防止のために必要な施策の円滑な実施につなげることができた。具体的には次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 分類事案(神栖市の事案)では、汚染メカニズムの全容解明に向けた取組を継続するとともに、汚染源掘削調査により発生した汚染土壌等について、神栖市の廃棄物処理施設における焼却処理を開始した。 ・ A 分類の事案(平塚市の事案)では、一部の地下水及び土壌から有機ヒ素化合物が検出されたため、表層土壌調査などを実施した結果、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊を発見した。 ・ A 分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)については、裸地以外の舗装等がなされている土地について、土地改変時に安全を確保するための注意事項を示した安全マニュアル(土地改変指針)を策定しており、この指針に基づき毒ガス弾等による被害の未然防止のための環境調査を平塚市で実施した。 ・ B、C 分類の事案及び新規事案については、平成 17 年度に特に現段階での切迫した危険性はないものの、日常生活上の安全性の確認をするために、大気、土壌等の調査が必要とされた 10 事案のうち、平成 18 年度に所要の環境調査を継続するとされた事案が 3 事案あった。それらの事案について、環境調査等を実施した結果、浜松市の事案において、証言情報におおむね合致する物理探査検知点が確認された。 <p>神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業については、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給し治療を促すことが促進された。また、平成 18 年 6 月、緊急措置事業のうち、健康管理調査については、検討会の意見に基づき環境省で検討した結果、平成 18 年 6 月以降も継続することとした。</p> <p>健康に関する調査研究では、ラットにジフェニルアルシン酸等を投与する毒性試験等を実施した結果を、報告書として公表した。</p> <p>毒ガス情報センターでは、毒ガス弾等に関する情報を受け付ける窓口としての役割を果たすとともに、ホームページやパンフレット等を通じて、毒ガス弾等による被災の未然防止のための周知を実施した。</p> <p>【効率性】</p> <p>関係省庁及び都道府県等の協力を得ながら、政府が一体となって内外の知見を最大限に活用している。調査計画の立案にあたっては、外部の有識者を含め、専門家の知見を最大限に活用している。調査にあたっては民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては、極力競争入札を行っている。緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用している。</p>



<今後の展開>

緊急措置事業については、引き続き着実に実施する。

神栖市の事案については、汚染メカニズム解明調査を継続するとともに、汚染土壌等を適切に処理する。

平塚市の事案については、有機ヒ素化合物等に汚染された土壌等について、将来における環境リスク低減の観点から、掘削・除去、処理等を実施する。

A 分類の事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)については、環境調査未実施地域において、土地改変指針に基づき必要に応じ環境調査を実施する。

B、C 分類の事案等については、毒ガス弾等を疑わせる不審物存在が確認されている浜松市の事案について、不審物確認調査を実施する。

予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な法律・税制等

ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号)

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H18 当初			H19 当初			H20 反映		
6-1	化学物質複合影響評価等調査費	75,814			49,512					
	化学物質リスクアセスメント基礎調査	38,274			19,846					
	化学物質の環境リスク評価推進費	228,847			223,025					
	小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	46,250			83,223					
	化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価・試験法開発及び国際協力推進経費	261,726			389,923					
	化学物質の内分泌かく乱作用等についてのリスク管理のための社会システム構築事業	284,759			70,170					
	化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	663,737			626,457					
6-2	臭素化ダイオキシンの人への健康影響に関する調査研究	49,709			-					
	ダイオキシン類総合調査費	240,545			153,853					
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費	437,598			444,832					
	化学事故総合対策検討調査	-			21,000					
PRTR 制度運用・データ活用事業	218,617			200,026						
6-3	化学物質環境安全社会推進費	70,288			66,084					
6-4	経済協力開発機構分担金	12,769			12,718					
	POPs 条約拠出金	17,784			15,608					
	化学物質国際協力費	13,584			36,306					
	POPs 条約総合推進費	229,817			220,123					
	国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	67,284			65,211					
GHS 等総合推進費	26,700			-						
6-5	茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	103,244			112,046					
	健康に関する調査研究	162,750			162,304					
	環境調査等業務	1,163,336			574,394					
	毒ガス情報センターによる情報収集と精査及び広報活動	75,267			37,966					
	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件事務費									新

終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項 番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

特記事項

< 政府重要政策としての該当 >

< 当該施策に係る府省庁 >

< 昨年度評価書からの変更点 >

目標6-2 環境リスクの管理の指標の名称 及び指標 の変更理由については、前回の誤記を修正したため。

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	6-1-	化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数
	6-1-	PRTR 対象物質等に対する基礎情報収集対象物質数
	6-2-	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)
	6-2-	PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量
	6-2-	(間接)Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数
	6-2-	(間接)個別事業所における PRTR データの開示件数
	6-2-	(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量
	6-2-	(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及
	6-2-	(参考)PRTR データの集計等及び公表
	6-3-	(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)
6-3-	(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数	
指標の解説	6-1- :化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	
	6-1- :PRTR 対象物質等に対する基礎情報の収集を行った物質数	
	6-2- :既存化学物質及び既審査新規化学物質のうち、第三種監視化学物質として指定する必要がある物質を特定するために生態毒性試験を実施する数	
	6-2- :PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量	
	6-2- :Japan チャレンジプログラムにおいて、企業が自主的に既存化学物質の安全性情報を収集し、報告書を取りまとめる「スポンサー登録」が行われる物質数	
	6-2- :化学物質排出把握管理促進法に基づき、個別事業所データの開示を行う。	
	6-2- :ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量	
	6-2- :PRTR データを市民の方が読み解くための市民ガイドブックを作成し、普及することによりデータの有効利用を図る。	
	6-2- :化学物質排出把握管理促進法に基づき、PRTR データを集計等し、公表する。	
	6-3- :新規ファクトシート作成対象物質数及び既存シート更新対象物質数	
	6-3- :化学物質と環境円卓会議の年間開催回数	
評価に用いた資料等		



指標に影響を
及ぼす外部要因